## 関係省庁ヒアリング 質疑概要

日 付: 令和5年10月31日(火)15時00分~16時50分

場 所:合同庁舎8号館4階409会議室

委 員:浅野委員(ウェブ)、磯打委員(ウェブ)、臼田委員(ウェブ)

鍬田委員 (ウェブ)、阪本委員 (ウェブ)

省庁側:総務省消防庁国民保護・防災部防災課

防衛省整備計画局施設計画課施設政策室

警察庁警備局警備運用部警備第三課災害対策室

# ONo. 35 大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策

## (臼田委員)

- ・内閣府の次期総合防災情報システムは来年度から運用開始と聞いている。緊急 消防援助隊動態情報システムと上手く連携して欲しい。
- ・ドローンなど、技術の進歩が著しい。消防機関には最新の機材を持っていて欲 しい。技術の進歩が著しいので概ね5年で更新は厳しいという印象。購入では ない調達方法の検討も必要ではないか。

#### (阪本委員)

・KPIで示されている資機材は、新規か、それとも配備されているものの追加 配備か。

#### (消防庁)

・例えば、拠点機能形成車は、配備されているものがあるが、追加で 10 台を予定している。ドローンは、加速化対策以外も含め合計 52 台の追加配備。都道府県と政令市での活用を予定。

#### (阪本委員)

・全体のボリューム感や、現在の取組数、残りの必要数は、分かるように説明されると良い。

#### (鍬田委員)

・非常用の資機材は、耐用年数も短く、使わないまま終わる可能性がある。配備 された資機材は、上手く使われているのか。特殊車両は、車庫を含め運用面の 難しさがあると思うが、どのように対応されているのか。

### (消防庁)

・直近の緊急消防援助隊の出動事例としては、令和3年度の熱海市での土石流災害がある。また、訓練を日頃から行っており、連続した2日間の実働訓練を年1回以上行っている。

## ONo. 36 NBC 災害等緊急消防援助隊充実強化対策

## (磯打委員)

- ・災害発生後の対応も大事だが、リスクを抱えている企業や事業所が、平時から 地域と情報共有できているのが望ましい。自社の操業リスクについて、地域と 情報共有するのが難しい中においては、行政機関との情報共有が大事になる。
- ・緊急消防援助隊のような組織が、リスクを抱えている企業や事業者、行政機関 に平時から指導いただくような関係ができると良い。
- ・特殊車両や資機材について広域的な活用を行うことで、専門人材の育成が可能 となり、地域住民への安全にも貢献するという話を聞いたことがある。

## (消防庁)

- ・企業や事業者において、防火管理者としての訓練は必須で、地域住民の理解・協力を得ていくことは不可欠と考えている。防災訓練等の支援は行っていると思うが、風水害も頻発しており、普段からの備えを含め、しっかり取り組む必要がある。
- ・NBC災害(核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害)対応は、小規模な消防本部では、対応が難しい。
- ・風水害も激甚化しており、コロナの後も救急搬送が減っていない状況で、指令 業務の広域化にもしっかり取り組む必要がある。

#### (浅野委員)

・NBC災害対応について、54部隊で足りているのか。

#### (消防庁)

・大規模なNBC災害に対応するため、専門部隊として54部隊の整備を行っている。災害の規模によっては、地域事情にあわせ別途各消防本部が整備しているもので対応する。

## ONo.38 地域防災力の中核を担う消防団に関する対策

(鍬田委員)

過去の災害をみると、車庫が地震時に倒壊して、車両が使えなかった事例や、 津波の浸水地域に駐車していて、車両が使えない事例がある。

## (消防庁)

・車両を配備するだけでなく、安全な場所に保管して、緊急時に安全に出動することは非常に重要なこと。緊急防災・減災事業債などの活用を自治体に働きかけて、安全な場所に消防団の拠点施設を整備していきたい。

#### (臼田委員)

- ・消防団の災害情報をいち早く消防本部、消防庁に伝えることが重要。消防団から情報を上げる仕組みはどのようになっているのか。
- ・消防団の被災リスクについて、消防団に伝えることで、消防団が安全に活動できる。消防団へ情報を伝える取組は講じられているか。

#### (消防庁)

- ・消防団においてアプリを導入することで、災害の被災情報などを共有することが可能。消防庁の別のモデル事業を活用しながら、取組を推進している。
- ・消防団の被災リスクの低減については、情報共有以外にも、日頃の訓練が大事。 車両を貸し付ける際には、訓練も必須としている。

#### (浅野委員)

- ・水害への対応に力を入れているようだが、水害に対応する資機材に不足があったのか。あるいは、水害の多発や被害の激甚化を踏まえたものなのか。
- ・男女共同参画の視点で、女性や高齢者が扱い易い資機材の導入も大事。女性の 消防団員を増やすことは、地域の防災力の向上につながる。

#### (消防庁)

- ・近年、風水害の激甚化・頻発化があり、また、消防団員が減少する中で、団員 1人1人の役割が大きくなっており、消防団として災害対応能力を向上させ る必要があるという問題意識を持っている。
- ・女性の消防団員は重要。女性団員の活動を活性化させるための大会や、アドバイザーを派遣した講習会など、さまざまな取組を行っている。女性や高齢者が扱い易い資機材も重要。女性や高齢者が使い易い資機材の整備も進めていきたい。

#### (強靱化室)

消防団の予算とKPIについて、どういったものがどれくらい配備されている

か把握をされているか。また、KPIは予算と対応したものになっているか。

## (消防庁)

・消防団のKPIは、排水ポンプやボートなど、風水害対策に必要な6つの資機 材について、すべて必要数が満たされた消防団の割合としている。それぞれの 資機材の達成状況については、把握をしており、資機材ごとでは、8割程度達 成している。6つの資機材については、加速化対策に位置付けられている事業 の対象資機材と連動しており、予算とKPIの連動性は担保されている。

### (強靱化室)

・三つの対策通じて伺うが、5年目を迎えたときには、それぞれ想定していた装備が満足されるということはわかるが、整備途中の段階で、装備が地域的に偏らないように、バランスを見るようなことはしているか。

#### (消防庁)

・全国の状況は基本的に見ている。首都直下や南海トラフ地震などでは、それぞれアクションプランを策定しており、各地域において災害を想定しながら、対策に取り組んでいる。

## ONo.39-3 自衛隊施設の建物等の強化対策

#### (磯打委員)

・内閣府の会議で、地方自治体における業務継続計画ガイドラインの策定に関わったが、職員の食料の確保について、現場で悩みがあるとの話を聞いた。防衛省における職員の食料の確保について、お聞きしたい。

#### (防衛省)

・災害時の食料等の確保については、防衛力整備計画において、装備品をはじめ、 食料等についても、有事、災害の際に、しっかり継戦能力を確保するため、防 衛省として、それぞれの分野で取り組んでいる。

## (鍬田委員)

・物価の高騰や建設資材の高騰が、建設業で問題となっている。入札不調で上手く進まないといった事例があるか。

## (防衛省)

・施設整備について、価格の高騰等で上手く進んでいないという事例は、今のと

ころ無い。しかし、今後、そういった事態は十分想定される。防衛力整備計画では、関係省庁や民間の知見を借りることも明記されており、建設業界との意見交換も重要と考えている。

## (臼田委員)

・耐震化のほかに、水害、津波、土砂災害など、他の災害への対策も必要で、停電、断水、通信途絶などインフラ対策も重要。防衛省の施設について、他の災害やインフラ対策についての考えをお聞きしたい。

### (防衛省)

・建物に着目して説明したが、防衛力整備計画では、津波や、内水氾濫を含めた 浸水対策や、滑走路の液状化なども考慮している。停電等による施設機能の停 止は、国防力にも関わり、建物以外を含め、インフラ対策を進めている。

#### (強靱化室)

・KPIが着手率になっているが、基地単位で数えているのか、建物で数えているのか、着手率の算出の方法を教えていただきたい。

## (防衛省)

着手率は、予算計上をしたかどうかでカウントしている。

## (強靱化室)

・指標について、完了率で、表現することができないか。着手率よりも完了率の ほうが、強靱化の指標として馴染むと考えている。

### (防衛省)

今後、調整をさせていただければ、対応は可能である。

## ONo.34-1 警察における災害対策に必要な資機材に関する対策

#### (臼田委員)

・リアルタイムの映像伝送用資機材と、本対策のウェットスーツや救命ボート等 の資機材との関係性について確認したい。どのような点で、効果的な運用がさ れたのか。

#### (警察庁)

災害現場において、リアルタイムの映像伝送により、現場状況が確認でき、資

機材等の効果的な投入に活用できる。

## (強靱化室)

・フルボディーハーネスは、KPIが更新整備率となっており、100%が続いている。実際には、年度毎に交換する個数があると思う。KPIが100%のまま変わらないというのは、更新する数が分からない。耐用年数が決まっているなら、各年度の更新する数が見込め、全体のうちどこまで進捗したかを示せるのではないか。

## (警察庁)

・フルボディーハーネスは、平成 31 年 2 月に労働安全衛生規則が改正されて、 着用が義務付けされ、新規に整備を進めたもの。今後は指標について見直し、 進捗状況を明らかにしていく。

以上